

論文

ジャン＝バティスト・ド・ラ・サールの体罰論

A Study on corporal punishment of Jean Baptiste de La Salle

中田 浩司*¹

要約：フランスのアンシアン・レジーム期において体罰とは、子どもの教育のために必要不可欠なものであった。というのも、子どもは動物のように躰けられることが必要であり、キリスト教においては、子どもは原罪によってねじまがった存在であり、体罰によって良き人間へと導いていくことが必要であったからである。また、そこでは体罰がある程度容認されていた。

本論稿では、17世紀末期から18世紀の前半にかけて、貧者への教育において尽力したジャン＝バティスト・ド・ラ・サールが執筆した『キリスト教学校の運営』における「体罰」に関する記述を主たるコーパスとしながら考察を進めることとしたい。

ラ・サールの『キリスト教学校の運営』とは、「キリスト教学校修士会」という修道会におけるいわば生徒および教員が守らなければならない学事規定のようなものであり、ラ・サールは、その「懲戒一般について」と題された章において、体罰に関する考察および彼の学校における体罰の取り決めを詳細に論じている。体罰は、それがただ単に、教師による暴力とならぬように、また恣意的なものとなるのを防ぐために、統制下におかれたのである。つまり、体罰を行うために、それが完全に制度化され、明文化され、詳細に決められたのであった。

本論稿は、まずラ・サールの生涯と彼が行った教育とその学校の特色について素描することから始める。ついで、ラ・サールが子どもへの懲戒としての体罰を行う際の道具とそれを使った体罰の分析を行う。そして、最終的には、体罰を与える頻度や方法について考察を行う。以上のような考察を経て、17世紀から18世紀フランスの教育において「体罰」は一種の「治療薬」としての子どもへの教育効果を有していたことを明らかにしていく。

Key Words：フランス、アンシアン・レジーム、体罰、ジャン＝バティスト・ド・ラ・サール

はじめに

フランス語には、次のような言葉が存在する。Qui aime bien châtie bien. 直訳すれば、「よく愛する者は、よく罰する」つまり「愛すればこそその鞭」と意識できるだろう。伝統的に、体罰とは、容赦ない暴力が発露するものではなく、全く逆に、子どもに対する親、あるいは教師の「愛のしるし」であるという考え方がフランスには存在していた。今日、体罰とは許されないものであるという言説が支配的な我が国において、また、体罰をふるうことを法律によって全面的に禁止しているフランスにおいても¹⁾、このような考え方は、一見すると奇異なものであり、時代錯誤に見えるかもしれない。しかしながら、体罰は、中世以降ルネサンス、アンシアン・レジーム期のフランスの学校教育現場においては、非常に多く

おこなわれていたのである。

フランスのアンシアン・レジーム期において原則的に体罰とは、子どもの教育のために必要不可欠なものであった。というのも、子どもは動物のように躰けられることが必要であり、キリスト教においては、子どもは原罪によってねじまがった存在であり、体罰によって良き人間へと導いていくことが必要であったからである。そして、体罰がある程度容認されていたのである。しかしながら、そこでの体罰は恣意的な暴力ではなく、適正な手続や規則に基づいて行われるものであった。

このような体罰を適正に管理していた教育の代表例として、本論稿では、17世紀末期から18世紀の前半にかけて、貧者への教育において尽力したジャン＝バティスト・ド・ラ・サール（Jean Baptiste de La Salle, 以下、ラ・サールと称す。）が執筆した『キリスト教学校の運営』（以下『運営』と略す²⁾）における「体罰」に関する記述を主たるコーパスとしながら考察を進めることと

2022年11月15日受付／2023年1月11日受理

*¹ NAKADA Hiroshi

関西福祉大学 教育学部

したい。

ラ・サールに関して、我が国において先行研究はほとんどなされていないのが現状である。代表的なものとして、山本雄久の「ジャン＝バティスト・ド・ラ・サールの教育理念と実践 - 『キリスト教学校運営方針』に基づく考察」(日本カトリック教育学会編、『カトリック教育研究』, 1999)あるいは菊地英里香による「善き生のために - ジャン＝バティスト・ド・ラ・サールにおける教育」(筑波大学大学院人文社会科学研究科古典古代学研究室編、『古代古典学』, 2016)などがあげられる。いずれもラ・サールの教育理念や学校設立の経緯について論じているが、本論稿が対象とする体罰については考察がなされていない。

彼の生国フランスでは、のちに見るように、ミシェル・フーコーが『監獄の誕生』(1975)において、ラ・サールの学校を規律訓練型権力が行使される場として分析したことが最も顕著な研究である。また、フーコーの思想に強い影響を受けたエイリック・プレラも『教育と処罰』(1994)においてラ・サールの体罰を「償い」として類型化し、過ちを犯した主体を良き主体へと変容させる効能を述べている。しかしながら、ラ・サールの『運営』に定められた体罰を適用するための規則や使用された器具等を考察した研究は、管見の及ぶ限り皆無である。したがってラ・サールの体罰に関する研究を行い、近代フランス学校制度の誕生期における体罰の歴史研究の端緒を開くことを本論稿の中心的課題とする。

ところで、ラ・サールの『運営』とは、「キリスト教学校修士会」という修道会における生徒および教員が守らなければならない学事規定のようなものであり、ラ・サールは、その「懲戒一般について」と題された章において、体罰に関する考察および彼の学校における体罰の取り決めを詳細に論じている。体罰は、それがただ単に、教師による暴力とならぬように、また恣意的なものとなるのを防ぐために、統制下におかれたのである。つまり、体罰を行うために、それが完全に制度化され、明文化され、詳細に決められたのであるが、ラ・サールにとって体罰とはどのようなものであったかを見ることがしたい。

まず、考察に先立ってラ・サールの教育者としての活動と、彼が作った学校の特質を見た後に、『運営』の体罰の記述の分析に移ろう。

I. ラ・サールの教育について

ラ・サールは、11人きょうだいの長子として、1651年4月30日、フランス北東部の町ランスにて生を受けた。ラ・サールは、生誕地においてまず神学を学んだ後、パリに出て、サンシュルピス神学校およびソルボンヌで神学の研究に従事した。これらの学校を選んだ理由は、当時、このふたつの学校がフランスにおいて、比類なき名声を持っていたことによるものであったと推測できる。彼は、1671年に母親が、1672年に父親が相次いで逝去し、生まれ故郷のランスに戻ることとなった。1678年4月、司祭へと叙任され、子どもの教育、とりわけ貧者の子弟の教育を志ざし、学校づくりに着手することとなる。時を同じくして、アドリアン・ニエル(Adrien Nyel)という教育者と出会い、1684年5月、ランスにおいて、キリスト教学校修士会を設立した。翌1685年、ラ・サールは、自ら設立した学校において、教職者としてその任を担う者の養成学校、いわばフランスにおける最初の師範学校をつくり、教員の養成にもあたることとなった。また翌年にはパリにもそれを設立し、同時に、将来の教員たちが実習をできるような実験学校をつくったのである。つまり、教団内で、学校のみならず、教員養成機関をも作り、そこで養成された教員たちが生徒の指導に当たるといふ、学校づくりと自律的教員養成システムを構築したことは、教育史的観点から言えば非常に価値があることである。また、次の点も教育史的観点から言えば非常に価値があることと言える。すなわち、ラ・サールの開設した学校は、当時初歩的な教育さえ享受することができなかった労働者、農民の子どもたち、あるいは、貧困に苦しむ社会的に恵まれなかった子どもたちにその教育の門戸を広げたのである。このような、ラ・サールによる学校の設立は、フランスの教育史上、前例のないものであり、国家あるいは公権力による教育制度が全く整備されていなかった17世紀後半において、多大なる役割を果たしたといえる。

次に、ラ・サールの教育の革新的である点について見てみることにしたい。まず、当時は、特に、イエズスのコレージュなどでは、ラテン語の偏重教育が行われていたが、ラ・サールの学校では、フランス語の教育に重点を置いたということが革新的であった。そして、合理的な綴り方の学習方法は子どもたちの識字率を高めることに成功した。また、キリスト教の教育を推進するとともに、それに不可分である礼節の学習をも実現した。さらに、集団教育を取り入れたという点が挙げられる³⁾。

当時の学校では、生徒の年齢層やレベルがあまりにもばらばらであり、教員は、一度にひとりの生徒の面倒しか見ることができなかった。このような、教室という集団教育が可能である場であっても、個別指導しか行われていなかったのである。そして、教員が、ある生徒に対して指導を行っている間、他の生徒は、級友と騒ぎあっていたのである。つまり、このことは、クラス内の無秩序を生み出すだけでなく、指導に際し、大いなる時間の無駄を生み出していたのである。このような状況を打開するために、ラ・サールをはじめとするキリスト教学校修士会たちの教師が取った方法は、生徒たちをレベル、年齢によって分けること、そして共通の教科書を使うこと、また壁に黒板を掲げることであった。別様に言えば、今日、当然のように学校教育の現場で実践されていることは、このラ・サールの実践に起源を持っているとも言えるのである。

なお、このようなラ・サールの画期的な取り組みを、ミシェル・フーコーは、『監獄の誕生』において、次のような形で分析している。すなわち、まず、この取り組みを「系列本位の空間の編成⁴⁾」とよび、「伝統的な教育方法、つまり、あるひとりの生徒が先生と数分の間勉強しているいっぽう、その間、待たされている雑然としている生徒たちの集団は、監視も届かず遊んでいることをのりこえることができた⁵⁾」のである。また、このような空間は、「それぞれの生徒の座席が定められ、結果としてひとりひとりの監視と全員一斉の勉強が可能になった。また勉強時間の新しい構造が組織化⁶⁾」されることを可能にしたのである。このようにして、学校の空間、学級を単に「学習だけのものでなく、生徒を監視し、階層化し、賞罰を加える一つの装置⁷⁾」として機能させたのである。

II. 『運営』における規則と体罰について

さて、このようなラ・サールの経営していた学校において、『運営』は、人間教育、およびキリスト教的教育計画の最も本質的な著作であると同時にラ・サール会の教育活動の典拠であったとされる。そして、この『運営』でラ・サールも述べるように、それは、「よりよく学校を構成する能力を持った、最も古参な修道士たちとの数多くの会議を経て、規則のような形として執筆された⁸⁾」ものであった。じっさい、ラ・サールが学校を開設したのは、1685年、『運営』が執筆され、初版が出版されたのは1706年である。したがって、『運営』には、

約20年間の教育実践の成果が十分に組み込まれ、その内容は、長年の教育によって証明され、効果的であると判断されたもの以外は何も付け加えていない、極めて体系化された教育規則であるといえる。なお、この『運営』は、3部構成になっており、ラ・サールによれば、「第1部においては、登校から下校まで、学校において実践すべきすべてのこと、行われることについて取り扱われている。第2部は、教師が、学校における秩序を構築し、維持するために用いるべき必要かつ有益な手段について取り扱う。第3部は、次の4つの事柄について述べる。すなわち、学校の校長のもろもろの義務、新人教諭の育成者が自らに課すべき配慮と努力について、次に教員が持つべきそして獲得すべき資質、および学校における義務を十分に果たすためにとるべき振る舞い、そして第4部に、生徒が守るべき事柄についてである⁹⁾」とされている。以下、この『運営』を主たるコーパスとしながら、『運営』第2部における体罰¹⁰⁾に関する記述について、特に体罰の種類と、教員の心構えに焦点を当てて論じていくこととしよう。

ラ・サールは『運営』第2部において、「生徒に与えるべき懲罰一般」について論じている。生徒を指導するために、学校において教師が実践すべき懲罰の方法を6つ規定したのち、そのそれぞれの方法がどのようにしてなされるかを定めている。次いで、それを与える頻度、それがなされるための条件、またそれを与える際に、与えるべき理由、避けるべき事柄、いわば教員のための心構えなど細やかな取り決めを定めている。この中で、ラ・サールは、生徒への体罰を次のように規定している。

生徒への体罰とは、学校の中で行われるものごとの中で、最も重要なもののうちの一つである。われわれが懲罰を加える生徒にとっても、それがなされるのを見ている生徒にとっても、適切かつ有益に行われるためには、体罰に対して、多くの考慮をなさなければならない¹¹⁾。

ラ・サールが主張しているのは、懲罰ないし体罰を行う際の原則として、それを受ける生徒にとっても、それを見ている生徒にとっても「適切かつ有益」に行われなければならない。また「多くの考慮をなさなければならない」と定められている。つまり、たとえば、教師自身が怒りに身を委ね、恣意的に、感情的に暴力をふるうようなことは全く許されていないのである。あるいは反対

に、生徒を甘やかすことも一切ないといえる。もし、子どもをしたいように行動させるのならば、その結果、子どもは言うことをきかなくなったり、自由奔放になったり、放埒なものになってしまう恐れがある。ラ・サールは、このような状況の中で、教師は、毅然とした態度をとりつつも、それを単なる厳しさにならないように、教師の優しさが、だらしなさに変わらないために行動することを求めているのである。そして、生徒のある振る舞いに対して、教師はどのように振る舞うべきかを詳細に定めているのである。そして、何よりも、懲罰を与えることによって、それが教育的な効果を持ち、生徒たちを望ましい姿へと導いていくことを主眼に置いているのである。

ところで、ラ・サールは、生徒のあやまちを矯正するための懲罰の種類として、次の6つをあげている。すなわち、「言葉」(parole)、「悔悛」(pénitence)「皮ベラ férule」」「笞 verges」」「鞭 martinet)」「そして「学校からの追放 (En chassant hors de l'école)¹²⁾」である。このうち、本稿ではいわゆる体罰に相当する「皮ベラ」「笞」「革鞭」の使用について詳細を見ながら順番に見ていく。

Ⅲ. 皮ベラ (férule) による体罰

férule についてみてみよう。férule というフランス語は、一般的に、「木べら」や「鞭」と日本語に翻訳されるが、『運営』では、その詳細が定義されている。それは、「ふたつの革切れが縫い合わされた道具¹³⁾」であるとされている。そして、それを握るための柄のようなものがあり卵形のポームと呼ばれる部分があり、そこで生徒の手をたたく。ポームの内部には、詰め物がしてあり、完全に平らにならないようになっている。外からは膨らんでいるようになっている。このような定義に鑑みると、férule¹⁴⁾ とは、いわば、皮製のヘラのようなものである。以上のような観点から本稿では今後、「皮ベラ」という訳語を採用する。

ところで、教師は学級内においてこの皮ベラを用いて、生徒に体罰を与えることが許されているが、教師は、自ら好きな皮ベラを用いることができず、上に述べた定義に合致した皮ベラを使用しなければならない。そして、教師は、自分の好きな時にそれを使用することは一切許可されていないのである。すなわち、それを使用し、生徒に懲戒を与えるためには、生徒自身が、何らかの過ちを犯さなければならないのである。ラ・サールは、皮ベ

ラによる懲戒を与えることが可能になる条件として、次の4つに限定している¹⁵⁾。①「授業に出席しなかった。」②「ふざけていた。」③「遅刻してきた。」④「最初の合図に従わなかった。そして、他の類似した理由、すなわち、それほど重要ではない過ちがあった」場合の4つである。つまり、現代の学校生活においても起こりうる、生徒の怠慢や不注意に起因する過ちに対して、この皮ベラによる懲戒がなされるのである。別様にいえば、生徒が、生徒として行わなければならない義務を遂行しなかった際に限り、教師は、皮ベラによって懲戒を加えることが可能になる。しかし、その罰を加える部位、回数までもが厳密に定められている。ラ・サールはそれを次のように定めている。

皮ベラを使用して、生徒に罰を与える際は片手に1回のみであり、もし、それ以上与えることになったとしても、2回を超えてはならないのである¹⁶⁾。

ここで注目すべきことは、皮ベラを用いて与える打撃は、「片手」に対してのみ許されているという点、および原則的に1回のみ許されているという点である。皮ベラを用いて懲戒を加える際に教師の側が、生徒に対して、好きなだけ叩いてはならないのである。また、ラ・サールは次に記すような条項を定めることによって、生徒に対してさまざまな配慮を行っているのである。つまり、「物を書いている者に対しては、左手をたたかなければならない¹⁷⁾」ということである。というのも、もし右手をたたくと、それが、鈍痛を引き起こし、書くことが難しくなるからである。また、次のように書くことで、生徒に配慮も示す。

手に痛みを持っている者に対しては、罰を加えてはならない。そのような場合、鞭で与えるか、あるいは罰課を与えるべきである。このような体罰において起こりうる事故を予測しなければならないし、それを避けるようにしなければならない¹⁸⁾。

一見すると、生徒の不注意に対して、皮ベラで打撃を与えるという行為は、生徒に打撃を与え、痛みを生じさせるという非常に厳しい行為なのかもしれないが、上述のような項目は、厳しさの中にも子どもに対する配慮を十分に感じられる。また、代替となる罰を与えることを推奨しながら、教師自身に対し、体罰を与えることに

よって生じる恐れがある事故を予見させ、注意を喚起しているラ・サールは、無反省的に暴力を与え、生徒にけがをさせてしまう昨今の日本の現状より、はるかに進歩的であると言えよう。しかし、教師は、毅然とした態度によって、生徒に対して、皮ベラによる打撃を行わなければならない。ラ・サールは次のように記している。

皮ベラでの打撃や別の懲戒を受けながら、あるいはそれらを受けた後に、生徒たちが叫ぶことを苦痛に思ってはならないのである¹⁹⁾。

教師は、生徒が上述の過ちを犯したことに對し、皮ベラによる打撃を与える。その際、生徒たちは、皮ベラによる打撃そのものを恐怖に感じ、あるいは、その打撃を受けたことによる痛みから叫んでしまうことを想像するのは非常にたやすいことであろう。しかし、ラ・サールは、教師に對し、冷静さを促し、生徒たちの叫びを無視し、苦痛に思うべきではないとしている。そして、教師に、たとえ生徒が悲鳴をあげたとしても、教師としての義務の完遂を優先し、そのことによって動じてはいけないと説いているのである。そして、教師には、次のような態度を取ることが定められている。

生徒に皮ベラで打撃を与えようとするのは、生徒がその義務から自らを背かせる何らかの理由、例えば、おしゃべりをしたから、冗談を言ったから、笑ったからであるが、決して生徒自身におしゃべりをしたから、冗談を言ったから、あるいは笑ったから皮ベラでたたいたというべきではない。そうではなく、神に對して祈らなかつたからというようにしなければならぬ。同様に、自分の後ろを向いていた、教会でおしゃべりをしたために、生徒を皮ベラでたたいた際には、生徒に、おしゃべりをした、笑ったから罰を与えたというのではなく、神に祈らなかつたから罰したといわなければならない²⁰⁾。

生徒自身がふざけた行為をしているならば、それに対し、皮ベラによる体罰を与えなければならない。しかしながら、決して生徒自身が、ふざけていたからではなく、神への真摯な祈りがなかつたという理由で罰さなければならぬのである。このような理由は、「もし生徒が、家に帰り、おしゃべりをしたり、笑ったりしたから皮ベラでたたかれたというなら、おそらく生徒の保護者は、

生徒の過ちを懲罰に値しない些末な過ちだと考え、そのような理由に満足しない²¹⁾」からと述べているが、このようなラ・サールの姿勢には、生徒たちをキリスト者として敬虔な人間に育て上げる意図が見受けられるだろう。また「さわがしい」「ふざけていた」から体罰を与えるのではなく、あくまで、義務の逸脱、つまり、神の前で取るべく姿勢を取らなかつたということで懲戒を加えているということを生徒にも理解させるとともに、その保護者にも同等の理由で納得させようとしているのである。

IV. 笞 (verges) と革鞭 (martinet) による体罰

次に、verges と martinet を用いた体罰についてみてみよう。verges とは、一般的に「体罰用の先が分かれた笞」を意味し、martinet は、「革や紐の房の付いた鞭」を表す。したがって、本稿では、前者を笞、後者を革鞭としておきたい。ラ・サールの『運営』には、革鞭に関しては、先に見た皮ベラと同様、詳細な定義がなされているが、笞に関しては、その定義がなされていない。まず革鞭から見よう。

革鞭とは、8～9プースの大きさの鞭であり、その先端部分には、4から5つの革ひもがついている。そしてそのそれぞれには3つの結び目がある²²⁾。

1プースは、およそ2.7cmであり8～9プースは、21.6cmから24.3cmとなる。そのような棒の先端についている4つから5つの革ひもは、いわば「房」のことである。房がわかれており、そのそれぞれに結び目がついていることによって、身体に對してかなりの苦痛を与えることができると思えるだろう。

ところで、これらふたつの器具によって、懲戒を受ける生徒は、次のような7つの過ちを犯した者である²³⁾。すなわち①命令に對し即座に従わなかつたため。②(授業などに)出席しない習慣を作つたため。③紙に、くだらない事柄や冗談、愚かな事柄を書いたため。④学校あるいは路上でけんかをしたため。⑤教会で神に祈りをささげなかつたため。⑥ミサ、教理問答書に謙虚な姿勢ではなかつた。⑦過失により、日曜や祝祭日のミサに出席しなかつたための7つが挙げられる。

これらの器具によって懲戒を与えられるのは、大きく分けてふたつの理由が存在するといえるだろう。まず、学校生活における規則の侵犯に對して、次に、キリスト

教徒としての規則の侵犯に対してである。この笞と革鞭によって罰を与えられる者が犯す過ちは、皮ベラによって罰を与えられる者が犯す過ちに比べてより重大な過ちであるといえる。それゆえ、教師がこの罰を適用する際は、皮ベラで罰を与える時以上に注意を要するのである。というのも、まず革鞭を使用するためには、教員は「節度と平静²⁴⁾」を持ち合わさなければならないし、さらにそれを「3発しか与えてはならない²⁵⁾」からである。また、もし5発を超えるならば、学校長の許可なしに与えてはならないのである²⁶⁾。鞭と革鞭に関する取り決めは以上であるが、皮ベラによる懲戒を与える時と同様ここでも、度を越えてはならず、細心の注意を払わなければならないのである。さらに、笞や革鞭による体罰は、皮ベラのそれより、まれでなければならない。というのも、笞や革鞭を与えられる過ちは、皮ベラを与えられる過ちよりもまれであり、笞や革鞭による体罰は1か月にせいぜい多くとも3回ないし4回しかなされてはならないからである²⁷⁾。しかし、いずれにせよ、皮ベラで体罰を与えようと、笞や革鞭になろうとも、たとえ、最少の体罰であったとしてもそれが最大限の効果を与えることが望まれるのである。

V. 体罰の頻度と方法について

以上のように、皮ベラおよび鞭による体罰の詳細を規定したのち、ラ・サールは、続く「体罰の頻度について、および頻繁にそれをしないためにすべきこと」において、いかにして体罰を頻繁に与えないようにするかという教師に対する助言をしている。ラ・サールは、次のように記す。

もしわれわれが、学校を規律正しく、秩序づけられたものにしたいと願うならば、体罰がほとんどないようにしなくてはならない。皮ベラを使用してもよいのは、それが必要な時だけである。もっとも、そのような必要性がほとんどないようにしなければならないのだ²⁸⁾。

ラ・サールによれば、生徒に対し、体罰を与えること自体、学校の中で大きな混乱を引き起こすものである。したがって、体罰を与えるという必要性が生じないために、そして、学校の中の環境が十全に整うために、教師に対し「寡黙さ、用心深さ、慎み深さ²⁹⁾」を持つことを要請しているのである。

しかしながら、現代でもそうだが、教師にとっても、生徒にとっても学校生活というのは、何が起るか予測不可能な側面がある。それは17世紀後半から18世紀において学校教育に尽力したラ・サールにとっても同様であり、生徒が学校での生活の中で、どういう過ちを犯してしまうのかどうか予測はつかなかったのである。それゆえに、ラ・サールによれば、

我々は、1日に、何発の鞭を与えるのか正確に決めることはできない。それは、日中に起こる様々な偶発的な事柄のためであり、しばしば多かれ少なかれ、鞭うつことを余儀なくさせる³⁰⁾。

つまり、1日に与える体罰の数は、決めることはできないという。しかしながら、「半日において、3回を超えてはならない。そして3回以上体罰を行うのであれば、何か並外れた事柄が起こらなければならない³¹⁾」としている。別様に言えば、なるべく体罰をふるわないようにしなければならず、「器用さと巧みさを持って行動することに専心しなければならない³²⁾」のである。生徒を正しい秩序において維持するために、ほとんど体罰を使わないで、上手に、そして器用に振る舞うように専心することを求めている。そしてこのような教師の心がけこそが、学校の中の規律と秩序を構築するのであり、決して、皮ベラ、笞など、器具によって生徒への懲戒として与えられる暴力ではないと主張しているのである。

原則的にラ・サールは、体罰を振るうことに全面的に賛同しているわけではなく、むしろそれを避けるために、教師に賢慮ある行動を取るよう促していると言える。とはいえ、先述のように、生徒の行動は、予測することができず、やむを得ず、体罰が必要になるケースが出てくる。しかし、それは単なる暴力の発露ではなく、ラ・サールによれば、「適切に」そして「有益に」なされる必要があった。そして、ラ・サールは、続く「体罰が持つべき諸条件」という項目において、体罰が有益なものになるための10個の条件を記している。

1. 体罰は、純粋なものであり、無私なものであるべきである。すなわち、純粋に神の愛とその栄光のために、そして、神の聖なる意志を達成するために為されるべきものである。そして、どんな個人的な恨みの欲望を持たないで、自分自身にもなにも考えないこと³³⁾。

体罰は、まず教師の私利私欲のためになされるべきではなく、何よりも神の愛とその栄光のためになされるべきなのである。さらに、教師は個人的な感情を一切さしはさまないことが求められているのである。つまり、生徒に対する復讐の手段として用いることは絶対に許されないのである。それゆえに体罰は慈愛を動機とするのである。

2. 慈悲深くあること、すなわち、体罰を受ける生徒に対する純粋な慈愛を動機としてなされるべきであり、生徒の魂の救済のために為されるべきである³⁴⁾。

体罰は、教師の生徒に対する愛情ゆえになされるものであり、これは先に見た、『聖書』の愛している者に対し、愛しているがゆえに鞭を打つという主張と同じである。また、なによりも、体罰によって、過ちを犯した生徒の魂が救われ、より良いものへと変容していくために為されるべきなのである。そして、生徒という主体が変容していくとともに、教師という主体自身も考察が促される。

3. 公平であることそれゆえ教師が生徒を罰するための主題が、本当に過ちであるかどうか、その過ちが、体罰に値するかどうかをよく考えなければならない³⁵⁾。
4. 生徒の過ちに対してなされる体罰が適切であり、それに見合っていること。すなわち、それが、種類に関しても、あるいは大きさに関しても、過ちとつりあいのとれたものでなければならない。生徒の悪意と執拗さを持ってなされた過ちと、生徒の弱さによってなされた過ちには違いがある。したがって、教師が生徒を罰するときの罰にも違いを付けなければならない³⁶⁾。

つまり、生徒の犯した過ちを十分に吟味し、その過ちに対して適切かつ見合った罰を与えるようにしなければならないのである。その罰は、次のような性質を持つのである。

5. 節度のあるように、すなわち、体罰は、あまりに厳しいものであるよりかは、より強くないよ

うに、そして正しく、中庸にとどめておき、急になされるべきものではない³⁷⁾。

6. 体罰を与える者は、平穩に怒りに全くうごかさねないこと、しかし、完全に自制しなければならない。そして、それを受ける者は、平穩に、そして、心の穏やかさと外見上のつつしみをもって受ける。罰を与える者は、自らの怒りを悟られるというようなことが全くないように十分に配慮しなければならない。もし教師が、怒りに動揺してしまうのであれば、のちに、自ら後悔するようなことを何もしないために、体罰を与える時間を少しずらすことも非常に有益である³⁸⁾。
7. 教師の側が賢慮であること。のちに、悪いことを生み出すような時宜を得ないことを何もしないために教師は自らがなすことに非常に注意を払うべきである³⁹⁾。

5番目から7番目の条件は、教師の節度やつつしみ、そして賢慮さを求めている条件であるといえる。そこでは、怒りにまかせて、体罰をふるうことは許されず、怒りによる体罰は教育や指導に値しないというモンテーニュの主張とも類似しているのである。また、体罰を振るう際に、生徒の同意を得たうえで、生徒自らの罪を告解させる。

8. 生徒の側が、自発的にそして了承したうで行う。また教師は、生徒に罰を受けることを気前よく同意させるように努めなければならないし、生徒が体罰を受けるに値することを告白させなければならない⁴⁰⁾。

生徒に対し、なぜ、体罰をふるうのか教師の側から説明をし、同意をさせる。そして、生徒が自発的に了承するとともに、生徒自身に対しても、なぜ自らが体罰を与えられなければならないかを考察させ、告白させ、完全に納得したうえで、体罰が行われなければならないとラ・サールは主張する。このような生徒に対し考察を促し告白をさせることは、生徒自らの行為を反省させるとともに、今後、同じ過ちを繰り返させないようにする予防的効果があるのではないだろうか。さらにラ・サールは続

ける。

9. 生徒の側からの尊敬。体罰を受ける生徒は服従と尊敬をもって受けなければならない。それは神が与える罰を生徒が受けるがごとくである⁴¹⁾。

教師の側の恣意的かつ暴力的な体罰は、生徒に対し、反抗と嫌悪の念を抱かせるのである。しかしながら、生徒が教師へ尊敬の念を持つことによって教師は、いわば神の代理人として、生徒に罰を与える。ここでは、神の望むキリスト者にふさわしい存在へと変容させていかなければならないというラ・サールの主張がうかがえるだろう。そして10番目の原則として教師と生徒の双方が沈黙を守ることの必要性を主張する。

10. 沈黙を守る、まず、教師の側は体罰を与えている間は、少なくとも、声高に話してはいけない。そして、生徒の側は、一言も発してはいけないし、叫んでも、騒音をたててもいけない⁴²⁾。

教師は、体罰という任務を沈黙しながら、粛々と行わなければならない。また、生徒の側も騒ぐことは許されていない。そもそも、騒ぐということは、自らがなぜ体罰を受けるかを納得していない証左であり、体罰は、神から受けるがごとく、教師から受けなければならないのであった。ラ・サールは、教師のみならず、生徒に対しても自制を促しているのである。

さて、このような十箇条は、教師が、暴力的な体罰をふるうことを抑制している効果がある。そして、事細かな取り決めをなすことで、生徒に対する体罰が、最大限に矯正的な価値、そして教育的な価値があるようにするのである。同時に、体罰を与えるにあたり、教師としてのふるまい、つまり、何をなすべきか、また何をなしてはならないかということを書き記すことによって、教師としての倫理、姿勢、さらには生徒としてどのような態度で体罰を受けなければならないかについても考察を促しているのである。そしてこの十箇条の条件を記したのち、「体罰において避けるべき欠点」をラ・サールは定めている。

ラ・サールは、体罰において避けなければならない欠点について、「教師が、体罰を与える前に、前もってそれが有益であり、利益をあたえるものであるかを判断す

ることは適切である⁴³⁾」さらに、「体罰を与える生徒に対しても、またそれを傍観している生徒にとっても体罰が有益かどうかを前もって一切注意しないで、体罰をふるうことは、悪である⁴⁴⁾」と述べ、あくまで、体罰が教育的効果を与え、有益になるかどうかを考察するように促している。また、万が一そうでない場合は、体罰を与えることを辞めなければならないとしている。さらに、「体罰を受ける者にとって、害を与えるものであるならば、決して体罰をしてはならない⁴⁵⁾」と述べている。というのも、それは、体罰の本来の目的に反するものであり、本来の目的とは、体罰を与えることによって、生徒を望ましい方向へと導いていくことだからである。

さらに、次のようなことが起こる場合も決して体罰を行ってはならないとしている⁴⁶⁾。すなわち、「小さな子どもを泣かせるようなこと」、「生徒のやる気を失わせること」、「生徒が教師に対していらだつようにさせること」、「生徒に退学させるようなこと」である。それゆえに、「何らかの体罰を与える前に、このような不都合な事態が生じないように専心しなければならない。」と記している。

ラ・サールは、体罰をふるう際のことばづかいに対しても、厳格な取り決めをしている。たとえば「おまえ、行け、来い⁴⁷⁾」などと、品のない言葉を使用すること、あるいは粗雑な命令口調で生徒を呼ぶことは原則的に禁じられている。その代わりに、「あなた、行きなさい、来なさい⁴⁸⁾」と幾分か丁寧な口調で生徒に向き合うべきなのである。そのうえで、相手をののしるような言葉も使ってはならないのである⁴⁹⁾。このような言葉は、ラ・サールの学校の成員の口から出てはならないものとして厳しく禁じられているのである。

そして、口頭による罵り言葉の禁止だけでなく、手あるいは杖で生徒を殴ったり、足で蹴ったりすることも厳しく禁じられている⁵⁰⁾。さらに、生徒の鼻や耳、髪の毛などを引っ張ること、生徒を雑に押ししたり腕で引っ張ったりすることは、教師の礼節と荘厳に反する行為であり厳格に禁止されている。手や足、あるいは杖は、使い方を誤れば、生徒を傷つける武器になりうる。教師とは、獐猛な獣ではない。怒りにまかせて生徒に対し体罰を与えるなら、それは、単なる体罰ではなく、暴力になりうる。したがって、あくまでも生徒を罰するときは、節度を持ち、あわただしく罰しないことが求められているのである。

おわりに

以上のように、ラ・サールが記した『運営』をコーパスとしながら、主に、ラ・サールが、その学校で許容していた体罰とその詳細、および体罰を与える際に教員が守るべき心構えに関する記述を詳細に見ながら分析してきた。このように、ラ・サールの修道会が経営する学校では、ただ単に使用可能な体罰器具をリストアップするにとどめるのではなく、その使用に際し、詳細な取り決めがなされているということがわかる。また、同時に教員へも、体罰をどのようになすべきか、事細かに記すことにより、教員の倫理、姿勢をおのずと考察させるようになってきているのである。

ラ・サールの立場は、原則的に器具による体罰を容認している。しかし、このような器具を用いて、生徒に対して体罰を与えることは、今日のわれわれにとっては、非常に奇妙に思われるだろう。というのも、鞭などの器具を用いるほうが、子どもに対してより大きなダメージを与え、子どもは子どもで、身体的、精神的に傷を受けてしまう可能性があり、素手で、たたくほうが幾分かましであると思われるからである。しかし、ラ・サールの規則は、体罰自体の厳しさを強めるものではなく、暴力と体罰の間を和解させることにあったのではないだろうか。つまり、身体的かつ直接的な体罰は、教師と子どもの間に生じるであろう危険を避けるものであった。別様にいえば、手で叩き、足で蹴ることのかわりに、器具を用い、その器具の使い方を詳細に論じ、教員の側に順守させようとしたラ・サールは、体罰を統制し、それが教師の怒りに任せて振られることを避けようとしたのである。そして子どもを悪い習慣と決別させ、新しい習慣へと根本から変容させることを目的としていたのである。体罰とは、効果的であり、体罰を受ける者は、それにより自らの素行をよくし、一方で、体罰を与える者は、確固たる意志を持って、しかもそれは、罰する者をよりよく変容させようとする意志を持って与えていたのである。ラ・サールの考えていた体罰とは、教育的価値を有するいわば「補助器具」あるいは、「治療薬」としての役割を持った体罰である。そういった意味で、ラ・サールは、一定の条件下での体罰容認論者であり、モンテニユが『エッセー』の中で語っていた「体罰とは、子どもにとって治療薬のかわりでなければならない⁵¹⁾」という理想を、17世紀後半から18世紀のフランスにおいて具現化した教育者なのである。

ラ・サール以後、フランスにおいては、19世紀初頭

に高等学校において体罰が禁止されることになる。ラ・サールの一定条件下での体罰論は、他のキリスト教の学校において、あるいはフランス革命期の公教育においてどのような影響を及ぼしたかについては、稿を改めることとしたい。

本研究は日本学術振興会科学研究費（研究活動スタート支援 19K23328）の助成を受けたものである。

後注

- 1) フランスにおいては、学校における体罰はもちろん禁止されており、その禁止は、革命暦 11 年草月 21 日、つまり 1803 年 6 月 10 日に発布された「リセのため一般規則命令」における第 122 条の規定にさかのぼる。しかしながら、これを起点に、学校教育の現場より体罰がすべてなくなったとは言えない。長きにわたって、法によって定められた規則と、じっさいに教育現場で行われている実践とは乖離があったとされる。つまり、体罰は、教育の中でよく実践されていたことであり、子どもを教育するための一種の道具であったといえよう。
- 2) Jean Baptiste de la Salle, *Conduite des écoles chrétiennes, Divisée en trois parties*. なお、本著作は、1706 年版、1720 年版、1811 年版、1828 年版の計 4 版が存在する。本稿におけるラ・サールの本著作の引用については、フランス国立図書館（Bibliothèque Nationale de France）所蔵の 1706 年の初版の手稿番号 11759 を採用した。
- 3) Georges Minois, *Les grands pédagogues de Socrate aux cyberprof*, Paris, Louis Audibert, 2006, p.164.
- 4) Michel Foucault, *Surveiller et punir Naissance de la prison*, Paris, Gallimard, 1975, p.172. なお、ページ表記は tel 版 1993 による。
- 5) *Ibid.*, p.172.
- 6) *Ibid.*, p.172-173.
- 7) *Ibid.*, p.173.
- 8) Jean Baptiste de la Salle, *op.cit.*, p.3.
- 9) *Ibid.*, p.4.
- 10) なお、『運営』においては、*correction* という言葉が用いられている。*correction* には、体罰および懲戒、矯正という訳語があり、訳語を統一することは困難である。したがって、本稿においては、文脈に応じて、訳語を使い分けることとしたい。
- 11) Jean Baptiste de la Salle *op.cit.*, p.146.
- 12) 学校からの追放が適用されるのは、学校長の許可によるものであり、体罰あるいは懲戒によって、その更生ができない者たとえば、他者を害する恐れのある自由思想を持つもの、

簡単にそしてしばしば学校を欠席する者、保護者の過失により日曜祭日のミサを休む者、矯正できない者、つまり、何度も懲戒を与えたにもかかわらず、全く行動を改めない者がその対象となる。Jean Baptiste de la Salle, *op.cit.*, p.150.

- 13) *Ibid.*, p.148.
- 14) なお、17世紀の一般的な辞書であったフルティエールの『万有辞典』の *férule* の項目によれば、「その義務を忘れた生徒の手をたたくための学者の錫杖」と定義されており、基本的に17世紀後半および18世紀において、生徒に懲戒を与えるために、「手」に打撃を与えるものだったと考えられる。A. Furetière, *Dictionnaire universel*, Genève, Slatkine Reprints, 1970, 3 vol., art. 《*férule*》
- 15) Jean Baptiste de la Salle, *op.cit.*, p.148.
- 16) *Ibid.*, p.148.
- 17) *Ibid.*, p.148.
- 18) *Ibid.*, pp.148-149.
- 19) *Ibid.*, p.149.
- 20) *Ibid.*, p.149.
- 21) *Ibid.*, p.149.
- 22) *Ibid.*, p.149.
- 23) *Ibid.*, p.150.
- 24) *Ibid.*, p.150.
- 25) *Ibid.*, p.150.
- 26) *Ibid.*, p.150.
- 27) *Ibid.*, p.151.
- 28) *Ibid.*, p.151.
- 29) *Ibid.*, p.151.
- 30) *Ibid.*, p.151.
- 31) *Ibid.*, p.151.
- 32) *Ibid.*, p.152.
- 33) *Ibid.*, pp.152-153.
- 34) *Ibid.*, p.153.
- 35) *Ibid.*, p.153.
- 36) *Ibid.*, p.153.
- 37) *Ibid.*, p.153.
- 38) *Ibid.*, p.154.
- 39) *Ibid.*, p.154.
- 40) *Ibid.*, p.154.
- 41) *Ibid.*, p.154.
- 42) *Ibid.*, p.154.
- 43) *Ibid.*, p.154.
- 44) *Ibid.*, p.154.
- 45) *Ibid.*, p.155.
- 46) *Ibid.*, p.155.
- 47) *Ibid.*, p.156.
- 48) *Ibid.*, p.156.
- 49) *Ibid.*, p.156.
- 50) *Ibid.*, pp.156-7.
- 51) Montaigne, *Les Essais*, Édition Villey-Saulnier, Paris, PUF, 2004. p.714.